

長寿医療（後期高齢者医療）制度

保険料は大切な財源です



住民税が減額となる場合があります。

保険料納付書・保険料額決定通知書の送付

保険料の納付書と保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送します。手元に届いたら内容を確認してください。

保険料の納付先・納期限

市役所または各支所、金融機関、郵便局で納められます。納

長寿医療（後期高齢者医療）制度では、対象となる75歳以上の
人（一定の障害のある人は65歳以上）全員が保険料を納めます。
皆さんの保険料は、長寿医療制度の大切な財源です。

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」（総所得金額×所得割率）の合計額（限度額50万円）で、千葉県後期高齢者医療広域連合が決定します。

原則、県広域連合内で保険料は均一ですが、旭市は一人当たりの老人医療費が県平均より20%以上低いため、平成25年度まで保険料が設定されています。

一人当たりの保険料は、
均等割額 + 所得割額
均等割額 32,400円
所得割率 6・16%
県内均一
均等割額 37,400円
所得割率 7・12%
※保険料率は、2年ごとに広域

「均等割額」が軽減されます。

また、これまで社会保険などの被扶養者だった人は、長寿医療制度に入りしてから2年間は5割軽減された均等割額のみを負担します。ただし、平成21年度は、均等割額が9割軽減されます。

保険料の納め方

◆ 特別徴収（年金からの引き落とし）

年額18万円以上の年金受給者が介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く）が対象です。年6回の年金定期払いのときに、保険料が引き落とされます。

◆ 普通徴収（納付書または口座振替）

7月から2月まで、年8回の納期で納めます。年額18万円未満の年金受給者および介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える人が対象です。

◆ 旭市

均等割額 32,400円
所得割率 6・16%
県内均一
均等割額 37,400円
所得割率 7・12%
※保険料率は、2年ごとに広域

納付方法の変更

年金からの引き落としを、口座振替に変更することができます。希望する人は、金融機関で市役所保険年金課または各支所

の社会保険料控除は、口座振替を行つた人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や

問い合わせ先

千葉県後期高齢者医療広域連合
☎ 043-308-6768

市役所保険年金課後期高齢者
医療班
海上支所住民福祉室
☎ 62-5882
飯岡支所住民福祉室
☎ 55-3114

市役所保険年金課または各支所
住民福祉室に「納付方法変更申
出書」を提出してください。
口座振替に変更した場合、そ
れにより、世帯全体の所得税や